

『佐世保市の営繕工事における週休 2 日工事試行要領』 Q & A

佐世保市財務部技術監理課

(問 1) 祝日は対象期間に含めてよいのか？

(答) 営繕工事では、祝日は対象期間から除外していませんので、現場閉所（現場休息）されると週休 2 日の対象とすることができます。

(問 2) 休日には土木の週休 2 日モデル工事のように元請技術者は休暇でなくて良いのか？

(答) 営繕工事では、元請技術者の休暇については定義していませんが、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された（現場作業が無い）状態を確保してください。

(問 3) 週休 2 日の達成はどのように判断するのか？

(答) 通期の週休 2 日の場合と月単位の週休 2 日の場合について、補足資料 2 を参考に判断してください。

(問 4) 分離発注される場合、全ての工事の受注者が合意しないとイケないのか？

(答) 令和 4 年 4 月 1 日以降に起工する営繕工事においては、従来の現場閉所に加え、現場休息の考え方が試行要領に追加されていますので、発注工事案件ごとに週休 2 日の取組が可能となっています。

(問 5) 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか？

(答) 営繕工事の週休 2 日促進工事において、国の取り扱いと同様に、見積単価は補正係数を用いた補正の対象外としています。

(問 6) 物価資料では、複層塗材は吹付工事に分類されているが、表 A - 2 建築工事の補正率には吹付工事がない。補正は行わないのか。

(答) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 4 年版において、仕上塗材等の吹付材は、左官工事に分類されていますので、表 A - 2 の左官工事での補正になります。表 A - 2 の摘要欄に対応した補正率を採用してください。

(問 7) 週休 2 日を確保するためには適正な工期設定が必要ではないか。

(答) 営繕工事においては、週休 2 日を前提とした工期を設定することとしています。

(問 8) 工期の起算日とは別に、工事着手日は何をもって着手日と判断するのか？

(答) 現場閉所（現場休息）率の算定に必要な工事の対象期間の起算日が工事着手日です。

工事着手日とは、試行要領で「現場に継続的に常駐した最初の日」としており、国の通知と同様です。「現場に継続的」に拘束されず、現場への資材の搬入、現場への仮設の設置（工事看板の設置を含む。）についても着手日と考えられますので、判別できる資料や記録を残しておいて下さい。

(問 9) 施設側の都合等で土日等（現場閉所（現場休息）予定日）に特定の作業が必要となった場合は休日（現場閉所（現場休息）日）に数えてよいのか？

(答) 不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について協議を行ってください。不測の事態等のうち、以下にあげる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合において土日等（現場閉所（現場休息）予定日）に特定の作業を行った場合においては、休日（現場閉所（現場休息）日）として取り扱うものとします。

- ア. 発注者が、作業または現場パトロール、現場見学会等を要請した場合。
- イ. 現場内にて災害または第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合。
- ウ. 周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合。

(問 10) 現場休息は現場閉所と比べて、何か注意することはあるか。

(答) 基本は現場全体が休日となる現場閉所です。やむを得ない場合に現場休息を検討してください。

監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う必要があります。

また、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで実施工程表を作成する必要があります。

(問 11) 受注者の責によらない事由により現場閉所（現場休息）が実施できず（代休の確保もできず）、「月単位の週休 2 日」を確保できなくなった場合は、労務費の補正額は減額されるのか。

(答) 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、「営繕工事における週休 2 日促進工事实施要領」の 3. (2) 対象期間に含まないこととしています。そのうえで、対象期間において「月単位の週休 2 日」または「通期の週休 2 日」を達成した場合は、増額となります。

(問 12) 土木工事では、週休 2 日促進工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わない理由如何。

(答) 営繕工事における共通仮設費及び現場管理費は、「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、工期に応じて算出するものとなります。週休 2 日を前提として工期を設定のうえ算出することにより、週休 2 日を考慮した費用が算出されるため、別途補正を行う必要はありません。

また、営繕工事における機械経費（賃料）についても、週休 2 日を前提としたうえで、例えば、タワークレーンは工事ごとの施工条件に即した存置日数に対する賃料を見積りによって計上しており、また、使用時のみ現場に搬入するホイールクレーンはスポットでの稼働日分に対する賃料を物価資料の掲載単価により計上しています。このため、週休 2 日を考慮して、別途補正を行う必要はありません。

(問 13) 週休 2 日に取り組む場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引上げが必要ではないか。

(答) 営繕工事における現場管理費及び一般管理費等は、「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しています。

また、現場管理費の算定式は工期に応じて費用を算出するものとなっており、週休 2 日を前提とした工期を設定し、週休 2 日を考慮した費用を算出しています。

(問 14) 受注者の責によらない理由で工期延長した場合、週休 2 日の対象期間の考え方はどうか。

(答) 延長した期間についても、希望した週休 2 日制の形式で取組を実施してください。

(問 15) 施工途中で週休 2 日の実施が困難となった場合、実施を取りやめることはできるか。

(答) 取りやめることは可能です。取りやめるまでに実施した現場閉所日数と全体の対象期間から計算した現場閉所率に応じて変更契約を行います。

(問 16) 実施希望の有無を工事打合せ簿で提出するが、どのように記載すればよいか。

(答) 別記 1 の「週休 2 日取組希望の有無について提出用「工事打合せ簿」記入例」を参考にしてください。

(問 17) どの時点で週休 2 日の達成状況を判断すればよいか。

(答) 最終変更の協議時点で、それまでの実績と残期間での予定を踏まえた達成見込みを判断します。ただし、最終変更後、しゅん工届提出日までに所定の現場閉所率を下回らないよう注意してください。

(問 18) 試行対象工事を受注した場合は、必ず 4 週 8 休以上で週休 2 日に取組まなければいけないのか。

(答) 「受注者希望方式」の週休 2 日試行工事ですので、週休 2 日の実施を必須としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望する場合に実施してください。
また、工事着手前に週休 2 日工事を希望する場合は、工事打合せ簿に記載して提出してください。希望する週休 2 日の種類を記載する必要はありません。
週休 2 日の種類に係わらず、実際の実施状況に応じて契約変更します。

(問 19) 最終変更契約後に現場閉所率が契約内容を下回った場合（見込み含む）は、どうすればよいか。

(答) 週休 2 日の補正率が変わりますので、契約を変更する必要があります。
受注者は、発注者に対して速やかに変更を申し出る必要があります。

(問 20) 「週休 2 日工事」であることを看板等により掲示する必要がありますか。

(答) 看板等で掲示することにより、現場周辺へ週休 2 日工事であることを「宣言」するためのものであるため必ず掲示してください。

(問 21) 週休 2 日工事を希望しなかった場合にペナルティーはあるのか。

(答) 週休 2 日工事を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

(問 22) 試行対象工事を受注し、週休 2 日工事を実施したが、週休 2 日を確保できなかった場合にペナルティーはあるのか。

(答) 週休 2 日に取組まなかった場合及び週休 2 日を確保できなかった場合でも、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

(問 23) 対象期間の『受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない』とはどのような期間か。

(答) 以下のいずれかの場合をいう。
イ 発注者が、作業、現場パトロール、現場見学会等を要請した場合
ロ 現場内にて災害又は第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合
ハ 周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合
ニ 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合